

○厚生労働省令第百三十八号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年九月十一日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 鈴木 憲和

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（基礎年金番号通知書等の提出） 第三条 かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。ただし、事業主に個人番号を提供している場合は、この限りでない。 一 法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき。 二 七十歳以上の使用される者であつて、第十条の四の要件に該当するに至つたとき。 三 法附則第四条の六第二項の申出により同項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。第五条の十において同じ。）の資格を取得したとき。 2 （略） 第五条の六 （略） （令第六条の二の五第二項に規定する厚生労働省令で定める規定） 第五条の七 令第六条の二の五第二項に規定する厚生労働省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 一 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第三十一条第三項ただし書 二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第三十二条の十五第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）		（基礎年金番号通知書等の提出） 第三条 かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたときとし、事業主に個人番号を提供している場合を除く。）は、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。 （新設） （新設） （新設） 2 （略） 第五条の六 （略） （新設）	

(法附則第四条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するもの)
第五条の八 法附則第四条の六第一項に規定する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 臨時に支払われる賃金

二 一月を超える期間ごとに支払われる賃金

三 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

四 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

五 午後十時から午前五時まで(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分六 最低賃金において算入しないことを定める賃金(最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる賃金をいう。)

(法附則第四条の六第一項に規定する額)

第五条の九 法附則第四条の六第一項に規定する額は、次の各号に掲げるものとする。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬(法附則第四条の六第一項に規定する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前三号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

(法附則第四条の六第二項被保険者の資格取得の申出)

第五条の十 法附則第四条の六第二項の規定による被保険者の資格取得の申出をしようとする者の同項の規定による資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の四の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格取得の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。

一 氏名、生年月日及び住所

二 事業所の名称及び所在地

(法附則第四条の六第二項被保険者の資格喪失の申出)

第五条の十一 法附則第四条の六第二項被保険者(法附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者をいう。以下同じ。)の同条第五項の規定による資格喪失の申出(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、法附則第四条の六第二項被保険者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の五の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。

一 氏名、生年月日及び住所

二 事業所の名称及び所在地

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第九条の四及び第九条の五 削除

(法第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める者)

第九条の六 法第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者(卒業を予定している者であつて、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなつてゐるもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。)とする。

一 一 九 (略)

2・3 (略)

(法第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するもの)

第九条の四 法第十二条第五号ロに規定する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 臨時に支払われる賃金

二 一月を超える期間ごとに支払われる賃金

三 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

四 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

五 午後十時から午前五時まで(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで)の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
六 最低賃金において算入しないことを定める賃金(最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる賃金をいう。)

(法第十二条第五号ロに規定する額)

第九条の五 法第十二条第五号ロに規定する額は、次の各号に掲げるものとする。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日(七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた日)の現在の報酬(法第十二条第五号ロに規定する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月(七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた月。次号において同じ。)前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前三号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

(法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者)

第九条の六 法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者(卒業を予定している者であつて、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなつてゐるもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。)とする。

一 一 九 (略)

2・3 (略)

(七十歳以上の使用される者の要件)

第十条の四 法第二十七条に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条に規定する適用事業所に使用される者であつて、次の各号のいずれかに該当するものでないこととする。

一 法第十二条各号に定める者

二 法附則第四条の六第九項に規定する短時間労働者のうち、最低賃金法第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その者の報酬(同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして第五条の八で定めるものを除く。)について、第五条の九で定めるところにより、法第二十二條第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの

(被保険者の資格取得の届出)

第十五条 (略)

255 (略)

(削る)

6 | (略)

(七十歳以上の使用される者の該当の届出)

第十五条の二 法第二十七条の規定による第十条の四の要件に該当するに至つた日の届出(法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される七十歳以上の使用される者(以下「船員たる七十歳以上の使用される者」という。)に係るものを除く。第三項及び第二十二條第一項第五号において「七十歳以上被用者の要件該当の届出」という。)は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届(様式第七号)又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日において適用事業所に使用されていた被保険者が、引き続き当該適用事業所に使用されることにより同条の要件に該当するに至つたとき(当該者の標準報酬月額に相当する額が第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日における標準報酬月額と同額である場合に限る。)は、この限りでない。

254 (略)

第十五条の三 (略)

(法附則第四条の六第二項被保険者の資格取得の届出)

第十五条の四 事業主は、第五条の十の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届(様式第七号又は様式第七号の二)又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを添えて機構に提出しなければならない。この場合において、当該申出をしようとする者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の四の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格取得の申出を行うときは、これに併記又は記録するものとする。

2 | 日本国籍を有しない者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)に係る第五条の十の申出書には、厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届(様式第七号の三)を添えなければならない。

(七十歳以上の使用される者の要件)

第十条の四 法第二十七条に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条に規定する適用事業所に使用される者であつて、かつ、法第十二条各号に定める者に該当するものでないこととする。

(新設)

(新設)

(被保険者の資格取得の届出)

第十五条 (略)

255 (略)

6 | 第一項又は第三項の届書又は光ディスクには、第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる申出のあつた事項又は同条第二項の規定により申出のあつた事項を付記し、又は記録しなければならない。

7 | (略)

(七十歳以上の使用される者の該当の届出)

第十五条の二 法第二十七条の規定による第十条の四の要件に該当するに至つた日の届出(法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される七十歳以上の使用される者(以下「船員たる七十歳以上の使用される者」という。)に係るものを除く。第三項及び第二十二條第一項第四号において「七十歳以上被用者の要件該当の届出」という。)は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届(様式第七号)又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日において適用事業所に使用されていた被保険者が、引き続き当該適用事業所に使用されることにより同条の要件に該当するに至つたとき(当該者の標準報酬月額に相当する額が第十条の四の要件に該当するに至つた日の前日における標準報酬月額と同額である場合に限る。)は、この限りでない。

254 (略)

第十五条の三 (略)

(新設)

3 第一項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 届出の件数

(基礎年金番号通知書の返付等)

第十六条 事業主は、第三条第一項本文又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受けたときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。

(基礎年金番号通知書等の適正な取扱い)

第十七条の二 事業主は、第三条第一項本文若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなければならない。

(育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出)

第十九条の二 法第二十三条の二第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条第一項に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 四 (略)

五 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第十二条第五号イ及びロのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別

2 (略)

(被保険者等の区別変更の届出)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

3 事業主は、法附則第四条の六第二項被保険者であつた者が、特定減額特例対象者（法附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。）でなくなつた日から引き続き同一の事業所に使用され当然被保険者となつた場合及び当然被保険者が、同条第四項の規定により同条第二項の規定による被保険者とみなされた場合は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三第二項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

- 一 氏名及び生年月日

二 住所（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

(基礎年金番号通知書の返付等)

第十六条 事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受けたときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。

(基礎年金番号通知書等の適正な取扱い)

第十七条の二 事業主は、第三条第一項若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなければならない。

(育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出)

第十九条の二 法第二十三条の二第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条第一項に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 四 (略)

五 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第十二条第五号イからハまでのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別

2 (略)

(被保険者等の区別変更の届出)

第二十一条の三 (略)

2 (新設)

- 三| 個人番号又は基礎年金番号
- 四| 変更の年月日
- 五| 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十二條 法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号又は様式第十二号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一、三 （略）

- 四| 法附則第四条の六第二項被保険者が七十歳に達したことにより資格を喪失したとき

- 五 （略）

2、6 （略）

第二十二條の四 （略）

(法附則第四条の六第二項被保険者の資格喪失の届出)

第二十二條の五 事業主は、第五条の十一の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号又は様式第十一号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを添えて機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の五の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記又は記録するものとする。

2| 前項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一| 事業主の氏名又は名称
- 二| 事業所の名称及び所在地
- 三| 届出の件数

(法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日)

第三十二條の二 法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日は、老齢厚生年金の受給権者が法第十四条又は法附則第四条の六第六項の規定により被保険者の資格を喪失した日（当該被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合に限る。）とする。

(原簿の記載事項)

第八十九條 法第二十八条に規定する主務省令で定める事項のうち厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

- 一、七 （略）

- 八| 法附則第四条の六第二項被保険者であるかないかの区別

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十二條 法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号又は様式第十二号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一、三 （略）

(新設)

- 四| (略)

2、6 （略）

第二十二條の四 （略）

(新設)

(法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日)

第三十二條の二 法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日は、老齢厚生年金の受給権者が法第十四条の規定により被保険者の資格を喪失した日（当該被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合に限る。）とする。

(原簿の記載事項)

第八十九條 法第二十八条に規定する主務省令で定める事項のうち厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

- 一、七 （略）

(新設)

様式第七号(第十五条、第十五条の二及び第十五条の四関係)

(表面)

様式コード 2 2 0 0		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届	
令和 年 月 日提出					
提出者記入欄	事業所整理記号			事業所番号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 —			
	事業所名称				
	事業主氏名				
	電話番号	()			
社会保険労務士記載欄					
氏 名 等					

被保険者1	①被保険者整理番号	②氏名	(フリガナ) (氏) (名)	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号 [基礎年 金番号]	⑦取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨) 円		⑩備考					
		㊨(現物) 円							
	⑪住所	〒 —					⑫資格確認書発行要否	☐ 発行が必要	

被保険者2	①被保険者整理番号	②氏名	(フリガナ) (氏) (名)	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号 [基礎年 金番号]	⑦取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨) 円		⑩備考					
		㊨(現物) 円							
	⑪住所	〒 —					⑫資格確認書発行要否	☐ 発行が必要	

被保険者3	①被保険者整理番号	②氏名	(フリガナ) (氏) (名)	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号 [基礎年 金番号]	⑦取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨) 円		⑩備考					
		㊨(現物) 円							
	⑪住所	〒 —					⑫資格確認書発行要否	☐ 発行が必要	

被保険者4	①被保険者整理番号	②氏名	(フリガナ) (氏) (名)	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号 [基礎年 金番号]	⑦取得(該当)年月日	9. 令和	年 月 日	⑧被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨報酬月額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨) 円		⑩備考					
		㊨(現物) 円							
	⑪住所	〒 —					⑫資格確認書発行要否	☐ 発行が必要	

様式第七号から様式第七号の三まで、様式第十一号及び様式第十一号の二を次のように改める。

(裏面)

記入方法

提出者記入欄

事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号

提出順に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。

②氏名

氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日

年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤. 昭和						
7. 平成	6	3	0	5	0	3
9. 令和						

④種別

下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分

下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号
(基礎年金番号)

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

⑦取得(該当)年月日

適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。
特定減額特例対象者の任意取得の場合は、取得年月日の記入は不要です。

⑧被扶養者

健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。
「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額

「㊦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。
※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。
※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1か月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。
「㊧(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考

必要に応じて記入してください。

⑪住所

住所を記入してください。
※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。
※健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、住所の記入は不要です。

⑫資格確認書発行要否

資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。
※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

- 1 「④住民登録の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同じフリガナを記入してください。
3 ローマ字氏名は、在留カードもしくは特別永住者証明書または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については「⑤ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「C理由記入欄」にその理由を記入してください。
4 関連届書使用氏名のチェック欄は、被保険者資格取得届等に使用している氏名にチェック☑してください。

様式第十一号(第二十二条、第二十二条の二及び第二十二条の五関係)

(表面)

様式コード 2 2 0 1		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届		
令和 年 月 日提出						
提出者記入欄	事業所 整理記号			事業所 番 号		
	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 —					
	事業所 所 在 地					
	事業所 名 称					
	事業主 氏 名					
電話番号 ()					社会保険労務士記載欄 氏 名 等	

被保険者1	① 被保険者 整理番号	② 氏 名 (フリガナ) (氏) (名)		③ 生 年 月 日 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日 令和		9. 年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因 4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日

被保険者2	① 被保険者 整理番号	② 氏 名 (フリガナ) (氏) (名)		③ 生 年 月 日 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日 令和		9. 年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因 4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日

被保険者3	① 被保険者 整理番号	② 氏 名 (フリガナ) (氏) (名)		③ 生 年 月 日 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日 令和		9. 年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因 4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日

被保険者4	① 被保険者 整理番号	② 氏 名 (フリガナ) (氏) (名)		③ 生 年 月 日 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日 令和		9. 年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因 4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当	□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤ 昭和		年		年		日
7. 平成	6	3	0	5	0	3
9. 令和						

④個人番号 (基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。なお、「死亡」による資格喪失の場合は、基礎年金番号を記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑤喪失年月日 : 下図を参照し、喪失年月日を記入してください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日 転勤の当日 雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日
社会保障協定による資格喪失	社会保障協定発効の当日 相手国法令の適用となった日の翌日
特定減額特例対象者の任意喪失	記入不要

⑥喪失(不該当)原因 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を()内に記入してください。

4. 退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5. 死亡	死亡した場合
7. 75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9. 障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
11. 社会保障協定	社会保障協定により、相手国法令の適用を受け、被保険者資格を喪失する場合
12. 特定減額特例対象者の任意喪失	特定減額特例対象者が申出をして資格を喪失する場合

⑦備考 : 必要に応じて記入してください。

⑧70歳不該当 : 70歳以上の方の場合、「□70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。
また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日を記入してください。
在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく『70歳到達届』を提出してください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(健康保険法施行規則の一部改正)
第二条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
第二十三条の四及び第二十三条の五 削除			(法第三条第一項第九号口の厚生労働省令で定める者) 第二十三条の四 法第三条第一項第九号口の最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第四 条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも のとする。 一 臨時に支払われる賃金 二 一月を超える期間ごとに支払われる賃金 三 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 四 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 五 午後十時から午前五時まで(労働基準法第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定 める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで)の間の労働に対して支払われ る賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 六 最低賃金において算入しないことを定める賃金(最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる 賃金をいう。) (法第三条第一項第九号口の額) 第二十三条の五 法第三条第一項第九号口の額は、次に掲げるものとする。 一 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日 の現在の報酬(法第三条第一項第九号口に規定する報酬をいう。以下この条において同じ。) の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額 二 日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得し た月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた 報酬の額を平均した額 三 前二号の規定によって算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得 した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受け た報酬の額 四 前三号のうち二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定 によって算定した額の合算額 (法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者) 第二十三条の六 法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者(卒業を 予定している者であつて、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使 用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに 準ずる者を除く。)とする。 一 九 (略) 二・三 (略)		
第二十四条の四 (略)			第二十四条の四 (略)		

(法附則第八条の三の二第一項に規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するもの)

第二十四条の五 法附則第八条の三の二第一項に規定する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 臨時に支払われる賃金
- 二 一月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 三 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
- 四 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
- 五 午後十時から午前五時まで(労働基準法第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで)の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- 六 最低賃金において算入しないことを定める賃金(最低賃金法第四条第三項第三号に掲げる賃金をいう。)

(法附則第八条の三の二第一項に規定する額)

第二十四条の六 法附則第八条の三の二第一項に規定する額は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬(法附則第八条の三の二第一項に規定する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額
- 二 日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額
- 三 前二号の規定によって算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額
- 四 前三号のうち二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によって算定した額の合算額

(法附則第八条の三の二第二項被保険者の資格取得の届出)

第二十四条の七 事業主は、第三十七条の四の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に健康保険被保険者資格取得届(様式第三号又は様式第三号の二)を添えて機構又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得に係る当該申出をしようとする者が同時に厚生年金保険法施行規則第五条の十の規定による厚生年金保険の被保険者の資格取得の申出を行うときは、これに併記するものとする。

2 前項の場合において、申出をしようとする者が被扶養者を有するときは、前項の申出書に被扶養者届を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3 第一項の届出は、機構又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、健康保険被保険者資格取得届に記載すべき事項を記録した光ディスク及び次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一 事業主の氏名又は名称

二 事業所の名称及び所在地

三 届出の件数

(育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出)

第二十六条の二 法第四十三条の二第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の二に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 四 (略)

五 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第三条第一項第九号イ及びロのいずれの要件にも該当しないものであるか否かの区別

(被保険者の区別変更の届出)

第二十八条の三 (略)

2 事業主は、法附則第八条の三の二第二項被保険者(法附則第八条の三の二第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者をいう。以下同じ。)であつた者が、特定減額特例対象者(法附則第八条の三の二第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。)に該当しなくなつた日前から引き続き同一の事業所に使用され被保険者となつた場合及び被保険者が、法附則第八条の三の二第四項の規定により同条第二項の規定による被保険者とみなされた場合は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であることにより、厚生年金保険法施行規則第二十一条の三第三項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあつては、被保険者等記号・番号)

二 被保険者の氏名及び生年月日

三 被保険者の住所(当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができること(当該健康保険組合が、事業主に対し、当該被保険者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る。)を除く。)

四 変更の年月日

五 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

第二十九条の二 (略)

(育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出)

第二十六条の二 法第四十三条の二第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の二に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 四 (略)

五 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第三条第一項第九号イからハまでのいずれの要件にも該当しないものであるか否かの区別

(被保険者の区別変更の届出)

第二十八条の三 (略)

(新設)

第二十九条の二 (略)

(法附則第八條の三の二第二項被保險者の資格喪失の届出) 第二十九條の三 事業主は、第三十七條の五の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に健康保險被保險者資格喪失届(様式第八号又は様式第八号の二)又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを添えて機構又は健康保險組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保險の被保險者が同時に厚生年金保險法施行規則第五條の十一の規定による厚生年金保險の被保險者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記又は記録するものとする。 2 前項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一 事業主の氏名又は名称 二 事業所の名称及び所在地 三 届出の件数 第三十七條の三 (略) (法附則第八條の三の二第二項被保險者の資格取得の申出) 第三十七條の四 法附則第八條の三の二第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構又は健康保險組合(第三号において「保險者等」という。)に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保險の被保險者の資格取得の申出をしようとする者が同時に厚生年金保險法施行規則第五條の十の規定による厚生年金保險の被保險者の資格取得の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。 一 申出に係る被保險者の氏名、住所及び生年月日 二 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称 三 その他保險者等が必要と認める情報 (法附則第八條の三の二第二項被保險者の資格喪失の申出) 第三十七條の五 法附則第八條の三の二第二項の規定による被保險者(同条第四項の規定により当該被保險者とみなされた者を含む。)の同条第五項の規定による資格喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構又は健康保險組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保險の被保險者が同時に厚生年金保險法施行規則第五條の十一の規定による厚生年金保險の被保險者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。 一 申出に係る被保險者の氏名、住所及び生年月日 二 事業主の氏名又は名称 三 事業所の名称及び所在地		(新設)

様式第三号(第二十四条及び第二十四条の七関係)

(表面)

様式第三号、様式第三号の二、様式第八号及び様式第八号の二を次のように改める。

様式コード 2200		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届		
令和 年 月 日提出						
提出者記入欄	事業所 整理記号			事業所 番 号		
	事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 —				
	事業所 名 称					
	事業主 氏 名					
	電話番号	()				
社会保険労務士記載欄						
氏 名 等						

被 保 険 者 1	① 被保険者 整理番号		② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]		⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨)		⑩ 備 考						
	㊨(現物) 円									
	⑪ 住 所	〒 —					⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要		

被 保 険 者 2	① 被保険者 整理番号		② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]		⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨)		⑩ 備 考						
	㊨(現物) 円									
	⑪ 住 所	〒 —					⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要		

被 保 険 者 3	① 被保険者 整理番号		② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]		⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨)		⑩ 備 考						
	㊨(現物) 円									
	⑪ 住 所	〒 —					⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要		

被 保 険 者 4	① 被保険者 整理番号		② 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個 人 番 号 [基礎年 金番号]		⑦ 取 得 (該 当) 年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報 酬 月 額	㊦(通貨) 円 ㊧(合計 ㊦+㊨)		⑩ 備 考						
	㊨(現物) 円									
	⑪ 住 所	〒 —					⑫ 資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要		

(裏面)

記入方法

提出者記入欄

事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号

②氏名

③生年月日

提出順に被保険者整理番号を払い出しますので、記入する必要はありません。

氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤. 昭和						
7. 平成	6	3	0	5	0	3
9. 令和						

④種別

下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分

下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号(基礎年金番号)

⑦取得(該当)年月日

⑧被扶養者

⑨報酬月額

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。
特定減額特例対象者の任意取得の場合は、取得年月日の記入は不要です。

健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。
「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

「㊦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。
※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1か月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。
「㊧(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考

⑪住所

必要に応じて記入してください。

住所を記入してください。

⑫資格確認書発行要否

資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。

※以下に該当する場合に限ります。

・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者

・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者

・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第八号(第二十九条及び第二十九条の三関係)

(表面)

様式コード 2 2 0 1		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格喪失届 70歳以上被用者不該当届		
令和 年 月 日提出						
提出者記入欄	事業所 整理記号			事業所 番 号		
	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。					
	事業所 所在地					
	事業所 名 称					
	事業主 氏 名					
電話番号 ()					社会保険労務士記載欄	
					氏 名 等	

被保険者1	① 被保険者 整理番号	② 氏 名		(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日		9. 令和	年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当		□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		

被保険者2	① 被保険者 整理番号	② 氏 名		(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日		9. 令和	年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当		□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		

被保険者3	① 被保険者 整理番号	② 氏 名		(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日		9. 令和	年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当		□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		

被保険者4	① 被保険者 整理番号	② 氏 名		(フリガナ) (氏)	(名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日
	④ 個 人 番 号 [基礎年金番号]	⑤ 喪 失 年 月 日		9. 令和	年 月 日	⑥ 喪 失 (不該当) 原 因	4. 退職等(令和 年 月 日退職等) 5. 死亡 (令和 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定 12. 特定減額特例対象者の任意喪失	
	⑦ 備考	資格確認書回収 添付 _____ 枚 返不能 _____ 枚		⑧ 70歳 不該当		□70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 9. 令和 年 月 日		

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	--	-------	---	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

②氏名 : 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤ 昭和		年		年		日
7. 平成	6	3	0	3	0	3
9. 令和						

④個人番号 (基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。なお、「死亡」による資格喪失の場合は、基礎年金番号を記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑤喪失年月日 : 下図を参照し、喪失年月日を記入してください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日 転勤の当日 雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日
社会保障協定による資格喪失	社会保障協定発効の当日 相手国法令の適用となった日の翌日
特定減額特例対象者の任意喪失	記入不要

⑥喪失(不該当)原因 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を()内に記入してください。

4. 退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5. 死亡	死亡した場合
7. 75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9. 障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
11. 社会保障協定	社会保障協定により、相手国法令の適用を受け、被保険者資格を喪失する場合
12. 特定減額特例対象者の任意喪失	特定減額特例対象者が申出をして資格を喪失する場合

⑦備考 : 必要に応じて記入してください。

⑧70歳不該当 : 70歳以上の方の場合、「□70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。
また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日を記入してください。
在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく『70歳到達届』を提出してください。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

